

○熊本県職務育成品種規程

(昭和 61 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

改正 平成元年 3 月 31 日訓令第 26 号 平成 12 年 3 月 3 日訓令第 2 号
平成 31 年 3 月 29 日訓令第 15 号

熊本県職務育成品種規程を次のように定める。

熊本県職務育成品種規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職務育成品種の品種登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 品種 種苗法(平成 10 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する品種をいう。
- (2) 育成 法第 3 条第 1 項に規定する育成をいう。
- (3) 品種登録 法第 3 条第 1 項に規定する品種登録をいう。
- (4) 試験研究機関等 農業研究センター、林業研究・研修センター、水産研究センター及び農業大学校並びに知事が別に指定する機関をいう。
- (5) 職員 試験研究機関等に現に所属し、又は所属したことのある職員をいう。
- (6) 職務育成品種 職員が育成した品種であって、その育成がその性質上当該職員に係る試験研究機関等の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が当該職員の職務に属するものをいう。

(出願の申出)

第 3 条 職務育成品種の育成をした職員(以下「育成職員」という。)は、当該職務育成品種について品種登録の出願をする必要があると認めたときは、当該職務育成品種の育成に係る試験研究機関等の長(以下「関係機関の長」という。)を経由して品種登録出願申出書(別記第 1 号様式)を知事に提出しなければならない。

(出願の決定と手続)

第 4 条 知事は、前条の規定による品種登録出願申出書の提出があったときは、県が当該職務育成品種の品種登録の出願をするかどうかを決定し、その旨を関係機関の長を経由して当該育成職員に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、別に定めるところにより設置される熊本県職務育成品種審査会の意見を聴くものとする。

(職員の出願等の禁止)

第5条 育成職員は、当該職務育成品種について品種登録の出願をし、又は第三者を承継人としてはならない。ただし、前条第1項の規定により品種登録の出願をしない旨の決定がなされた職務育成品種については、この限りではない。

(名義の変更等と手続)

第6条 知事は、育成職員が前条の規定に違反して品種登録の出願をし、又は品種登録を受けたことを知ったときは、当該品種登録に係る出願者の名義を県に変更し、又は育成者権を県に承継させるかどうかを決定し、その旨を関係機関の長を経由して当該育成職員に通知するものとする。

2 前項の規定により当該出願者の名義を県に変更し、又は育成者権を県に承継させる旨の通知を受けた育成職員は、出願者名義変更(育成者権承継)承諾書(別記第2号様式)を関係機関の長を経由して知事に提出しなければならない。

3 関係機関の長は、第1項の規定により当該出願者の名義を県に変更し、又は育成者権を県に承継させる旨の通知を受けたときは、速やかに、当該出願者の名義を県に変更し、又は育成者権を県に承継させるための手続を行わなければならない。

4 第4条第2項の規定は、第1項の規定による決定しようとする場合について準用する。
(品種登録等の通知)

第7条 知事は、職務育成品種について県が品種登録を受けたときは、その旨を関係機関の長を経由して当該育成職員に通知するものとする。職務育成品種について出願者の名義を県に変更し、又は育成者権の県への移転の登録がなされたときも、同様とする。

2 知事は、県が育成者権者となった職務育成品種について収入があったときは、その収入額を関係機関の長を経由して当該育成職員に通知するものとする。

(育成職員の報告義務)

第8条 第4条第1項の規定により県が品種登録の出願をしない旨の決定の通知を受けた育成職員は、当該職務育成品種について次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その旨を関係機関の長を経由して知事に報告しなければならない。

(1) 品種登録の出願をしたとき。

(2) 品種登録出願前に第三者を承継人としたとき。

(3) 出願者の名義を変更したとき。

(4) 品種登録を受けたとき。

(5) 育成者権の移転の登録がなされたとき。

(6) 法第25条第1項に規定する専用利用権の設定又は法第26条第1項に規定する通常利用権の許諾をしたとき(当該設定又は許諾の期間を更新し、又はその内容を変更した場合も含む。)

(7) 育成者権の消滅の登録がなされたとき。

2 第6条第1項の規定により出願者の名義を県に変更し、又は育成者権を県に承継させない旨の通知を受けた育成職員は、当該職務育成品種について前項第2号から第7号ま

でのいずれかに該当したときは、速やかに、その旨を関係機関等の長を経由して知事に報告しなければならない。

(補償金)

第9条 知事は、職務育成品種について、県が品種登録を受け、若しくは育成者権の県への移転の登録がなされ、又は当該職務育成品種について県に収入があった場合において、当該育成職員又はその承継人から請求があったときは、別に定めるところにより当該育成職員又はその承継人に対し補償金を支払うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に県が品種登録の出願をしている品種に係る育成職員に対しては、第9条の規定の例により補償金を支払うものとする。

附 則(平成元年3月31日訓令第26号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月3日訓令第2号)

この訓令は、平成12年3月3日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第15号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第6条関係)

[別紙参照]